

2019年台風19号・豊かな丸森地域づくり 助成プログラム 募集要項



事業期間：	2020年9月1日から2021年3月31日まで
助成金額：	区分1：上限45万円 区分2：上限90万円
申請締切：	2020年7月24日（金）消印有効

公益財団法人地域創造基金さなぶり

2020年7月

台風 19 号の発災からの中期的な地元の復興を支援します

2019 年 10 月 12 日に丸森町を襲った台風 19 号の大雨により、阿武隈川の氾濫や山間部での土砂災害が発生し、町民のいのちが失われ、家屋や道路などにも甚大な被害が発生しました。

それから 9 か月。ハード面を中心とした復興支援が続くと共に、ソフト面では被災された方や地元住民の方々が、地域の復興や復興の先、或いは復興過程の暮らしの再構築をどのように考え、どのように実践していくのか、課題は多種多様である状況であると考えています。

本助成プログラムは、新型コロナウイルスの影響を軽減するための取組みも加味し、丸森町の台風 19 号被害からの復興と新しいまちづくりへの助成を通じて、丸森町で行われている復興支援活動やまちづくりを支えられればと企画しました。現場での取組みに加え、中間支援的に支える組織の活動を優先し、また特に寄付者の意向から丸森町の女性自身のニーズに即した活動も助成対象とします。以下の募集要項をご確認のうえ、ぜひご応募ください。

※表紙写真：丸森町観光案内所・ウェブサイトより、許可を得て転載

※ <http://marumori.jp> / <http://marumori.jp/blog/2020051135672/>

丸森町の復興を支える取組みを支援します

1. 対象地域：宮城県丸森町内
2. 対象期間：2020年9月1日 から 2021年3月31日まで
3. 活動対象：丸森町内で行われる、2019年台風19号の被災から復興を進めるための、地域住民を対象にした各種支援事業。また、台風19号の被災に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なる状況が生じている場合には、その対処を図る事業。
4. 対象テーマ
 - 1) 復興の現状と課題を調べる：現状や意識を確認し、支援事業に活かすための取組み
 - 2) 復興の形についての対話する：情報収集や視察・招聘（オンラインを含む）する取組み
 - 3) つながりを深める：共助にあたる住民同士の取組みや支えあいを豊かにする取組み
 - 4) 女性自身のニーズを具体化する：年代を問わず、女性の困りごとを改善するための取組み
 - 5) 地域住民の取組みや各種団体の取組み等を支援する事業
 - 6) その他、1～5に該当しないが、住民主体の復興と豊かな地域づくりのための取組み
5. 対象外の活動
 - 1) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
 - 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入
 - 3) 機材や物資の購入のみの活動
 - a) 購入した資器材を用いて、本事業の趣旨に即した活動に用いるのであれば機材購入は可。

- 4) 政治・宗教活動
- 5) 反社会的勢力が関与している活動
- 6) 本助成事業からの資金を、奨学金や支援金として充当すること

助成の対象となる団体

6. 対象団体：丸森町内に活動拠地をおき、町内を活動対象地域としているグループ・団体等
 - 1) 地元住民5名以上のボランティア・グループ、高校、大学等の学生のサークル等
 - 2) 自治会や町内会、PTA や地域のために活動するグループ等
 - 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
 - 4) 1～3 に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織
 - a) 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
 - b) 本事業の趣旨により、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

助成金額

7. 助成額：
 - 1) 区分1：上限45万円のもの ※ 2～4 件程度を想定
 - 2) 区分2：上限90万円のもの ※ 1～2 件程度を想定

※注記

 - ✓ 金額の区分によって、申請や書類提出上の違いはありません。
 - ✓ 助成比率は特に定めません。本助成金 100%の事業でも構いません。
 - ✓ 他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。
 - ✓ 総事業費は、助成申請額の 2 倍程度までの組立てをお勧めしています。
8. 対象となる費用の例：
 - 1) 申請団体の役員・職員への報酬・人件費は、区分1、2のいずれも助成申請額の5割まで
 - a) 役員への報酬：役員名簿に記載のある個人への支払いに限定をします。
 - b) 職員への人件費：雇用契約を結んでいる職員への支払いに限定をします。
 - 2) 単発のアルバイト等への支払・謝金も対象とします。（人件費ではなく、謝金として計上してください）
 - 3) 復興やまちづくり等の取組みにかかる研修の実施、講師招聘／オンライン講義の謝金等
 - 4) 資機材の整備：カラー／モノクロ・レーザープリンター本体の購入等
 - a) 価格本体5万円以下まで ※購入意図と使用目的を申請書に記載してください。
 - 5) 活動に必要な資材・図書等の購入費

- 6) 活動拠点の改修費は、助成申請額の2割まで
 - 7) ボランティア交通費
 - 8) 人材育成にかかる外部講師、専門家にかかる謝金・旅費
 - 9) 活動にかかる場所の賃借料、水道光熱費
 - a) ただし、申請事業における稼働分に応じて一定の基準による按分をすること。
 - ✓ 活動拠点を月4回利用する場合は30分の4日分等、一定の基準を明示すること。
- ※本助成は、活動拠点を維持するための助成事業ではないため。

9. 対象外となる費用：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬のうち、助成申請額の5割をこえた費用
- 2) 申請団体の役員・職員が講師役となって行う際の講師謝金
- 3) 9月1日以前に支出した経費
- 4) 食材・材料費のうち、大人が飲用する「酒類」の購入費用
- 5) 申請団体の支援対象者に給付・供与・提供するためのインターネット接続機器、タブレット、PC等の購入費、並びに助成金そのものを現金給付に用いること
 - a) 機器を貸与するための機材の購入は対象になります
- 6) その他、不明な点は事務局にお問い合わせください。

申請方法

10. 申請締切：2020年7月24日（金）消印有効 ※電子メールの場合は23時頃まで

11. 書類の提出

- 1) 提出方法は二つあります
 - a) 紙に印字して郵便等で、送付する形態
 - b) 電子メールの添付ファイルとして、送付する形態
- 2) 注意事項：
 - a) 郵送等で送付する場合：申請書類の送付は「ポスト投函式」の配送サービスの利用をお願いします。（通常の郵便（配達履歴が必要な場合は「特定記録」）、もしくはレターパックライト（青色）等）＜受領確認が必要な、宅配便、レターパックプラス（赤色）送付方法は避けて下さい＞
 - b) 電子メールで送付する場合：捺印は省略する形で結構です。提出形態によって必要書類は変わりません。※電子メールでの申請をおすすめします。
 - c) 電子メール申請の場合、必ず受領の確認メールをお送りします。締切後2日が経過しても受領確認のメールが届かない場合は、必ずご連絡ください。

12. 必要書類 ※ご不明な点は事務局までお問い合わせください

- 1) 申請書（指定様式）
- 2) 規約や定款など
- 3) 事業報告書（前年度分） ※設立 1 年目の団体は不要
- 4) 決算書（会計報告書）（前年度分） ※設立 1 年目の団体は不要
- 5) チラシやパンフレット等活動が分かるもの（もしあれば） ※電子メールへの添付が難しい場合は、この項目に該当する部分だけ、郵送などを頂ければ結構です。

助成に係るスケジュール

13. 各種スケジュール

- 1) 【助成決定】 審査会をへて採否を決定し、8 月末日に各団体に電話・文書にて通知します。
- 2) 【助成金の支払】 活動の実施に関する覚書を締結のうえ、指定の口座にお振込致します。
 - a) 振込時期は、助成決定後覚書を締結後になり、助成決定から約 1 か月後になります。
- 3) 【活動開始】 2020 年 9 月 1 日以降に活動を開始（助成金を充当した活動）してください。
- 4) 【報告書の提出】 活動終了後 1 か月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。
 - a) 領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

申請書の提出先／お問い合わせ先

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284

E-mail：marumori@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：00 ～ 18：00 担当：鈴木

※現下の社会情勢を考慮し、事務所勤務を減らしています。担当者が事務所に不在にしていることが多いため、電子メールでのご相談を推奨しています。